

預貯金等の不正な払戻しへのJAバンクの対応について

[JAバンクトップ](#) > [金融犯罪にご注意ください](#) > 預貯金等の不正な払戻しへのJAバンクの対応について

2026年7月1日

JAバンクは、盗難通帳等（盗難された通帳・証書をいう。以下同じ。）により不正に貯金を払戻しされたり、JAネットバンクにより不正に送金されたりしたことにより被害にあわれた個人のお客さまに対し、2008年9月から、下記のとおり被害を補償することとしました。

JAバンクではこれまでも、預貯金者保護法（※1）に則り、個人のお客さまに偽造・盗難キャッシュカードによる被害の補償を実施しておりますが、同法における偽造・盗難キャッシュカード被害補償に準じて、盗難通帳等による被害およびJAネットバンクの不正利用被害についても貯金規定、カード規定、JAネットバンク利用規定等に基づき補償を行う旨の申し合わせを行い、お客さまに安心してお取引いただけるためにより一層努力していくものです。

記

1. 補償の要件

- 通帳等、カードもしくは認証情報の盗取または不正な払戻し等気づいてからすみやかに、JAバンクへの通知が行われていること
- JAバンクの調査に対し、お客さまから十分な説明が行われていること
- JAバンクに対し、警察等の捜査機関への被害届の提出または事情説明等が行われていることが確認できるものを示していること

2. 補償の範囲

- 個人のお客さまを対象とします。
- JAバンクへの通知が行われた日から30日前の日以降になされた不正な払戻し等を補償します。ただし、お客さまに過失がある場合（※2）は、補償額を減額する場合がございます。

3. 補償を行わない場合

- お客さまに故意または重大な過失がある場合（※3）
- お客さまの配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人または家事使用人によって行われた場合
- お客さまが被害に関する重要な事項について、偽りの説明を行った場合
- 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じ、またはこれに付随して、お客さまが被害にあった場合
- 上記1(1)への通知が通帳等、カード、認証情報等の盗取が行われた日（当該日が明らかでないときは、盗取による不正な払戻し等が最初に行われた日）から2年を経過する日以降に行われた場合

※1 偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律

※2 お客さまの過失となりうる場合について

お客さまの過失となりうる場合の典型的な事例は、以下のとおりです。

【盗難通帳等による不正な払戻し】

- お客さまが通帳等を他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態に置いた場合
- お客さまが届出印の印影が押印された払戻請求書、諸届を通帳等とともに保管していた場合
- 印章を通帳等とともに保管していた場合
- その他お客さまに(1)から(3)までと同程度の注意義務違反があると認められる場合

【盗難キャッシュカードによる不正な払戻し】

- (1) 次の①または②に該当する場合
- ① JA/バンクから生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合であり、かつ、キャッシュカードをそれらの暗証番号を推測させる書類等(免許証、健康保険証、マイナンバーカード、パスポートなど)とともに携行・保管していた場合
 - ② 暗証番号を容易に第三者が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、キャッシュカードとともに携行・保管していた場合
- (2) (1)のほか、次の①のいずれかに該当し、かつ、②のいずれかに該当する場合で、これらの事由が相まって被害が発生したと認められる場合
- ① 暗証番号の管理
 - ア、JA/バンクから生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合
 - イ、暗証番号をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など金融機関の取引以外で使用する暗証番号としても使用していた場合
 - ② キャッシュカードの管理
 - ア、キャッシュカードを入れた財布などを自動車内などの他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態においていた場合
 - イ、酔っ払い等により通常の注意義務を果たせなくなるなどキャッシュカードを容易に他人に奪われる状況においていた場合
- (3) その他お客さまに(1)、(2)の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

【JAネットバンクによる不正な送金】

個別の事案ごとに事実関係を確認いたします。

※3 お客様の重大な過失となりうる場合について

お客さまの重大な過失となりうる場合の典型的な事例は、以下のとおりです。

【盗難通帳等による不正な払戻し】

- (1) お客さまが他人に通帳等を渡した場合
- (2) お客さまが他人に記入・押印済みの払戻請求書または諸届書を渡した場合
- (3) その他お客さまに(1)、(2)と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

【盗難キャッシュカードによる不正な払戻し】

- (1) お客さまが他人にキャッシュカード等を渡した場合
- (2) お客さまが他人に暗証番号を知らせた場合
- (3) お客さまが暗証番号をキャッシュカード上に書き記していた場合
- (4) その他お客さまに(1)から(3)までと同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

【JAネットバンクによる不正な送金】

- (1) JA/バンクが複数回にわたり、個別的・具体的に注意喚起していたにもかかわらず、お客さまが注意喚起された手口により騙されて、認証情報等を入力してしまった場合
- (2) お客さまが、ウェブサイトやメールの真正を確認することなく、フィッシングサイト等の不正サイト・メール等に認証情報を入力した場合
- (3) お客さまが、他人(親族を含む)に認証情報を教え、または、認証情報を記録した端末等を渡した場合
- (4) お客さまが、認証情報を記録した端末等を生体認証機能やパスコード等でロックしていない状態で盗取された場合
- (5) お客さまが、通帳記帳やJAネットバンクへのログインなどにより、身に覚えのない貯金残高の変動があることを認識していたにもかかわらず、通知を怠っていた間に不正な送金が行われた場合
- (6) その他お客さまに(1)から(5)までと同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

以上

初回制定 2008年9月1日

最終改正 2026年7月1日

(参考)

金融犯罪の手法や手口は巧妙かつ高度になっております。下記ページで、これまで実際に発生した事例をご紹介します。

JAバンクを狙った犯罪の事例

>

金融犯罪にご注意ください

- ▶ 金融犯罪にご注意ください
- ▶ 口座の売買は犯罪です
- ▶ 架空名義・借名での口座開設は犯罪です
- ▶ 警察官やJA職員を名乗る二重モロにご注意ください
- ▶ 振り込み詐欺にご注意ください
- ▶ キャッシュカードの偽造・盗難にご注意ください
- ▶ フィッシング詐欺にご注意ください
- ▶ スパイウェアにご注意ください
- ▶ 取引時確認に関するお客さまへのお願い
- ▶ お取引目的等の定期的な確認に関するご協力をお願い
- ▶ 在留期間があるお客さまへのお願い
- ▶ 被害にあった場合

【参考：「JAバンクを狙った犯罪の事例」を押下した先のページ】

実際に照会があった不審な事例紹介

2026.04.24 暗号資産交換業者・資金移動業者へのお振込みについて [📄](#)

2025.10.01 農林中央金庫を装ったフィッシングメールにご注意ください! [📄](#)

2025.06.13 オンラインカジノを利用した賭博は犯罪です [📄](#)

2025.04.18 SNS型ロマンス詐欺にご注意ください [📄](#)

2025.04.18 警察官等をかたる特殊詐欺にご注意ください [📄](#)

2024.12.06 JAバンク・JAネットバンクを装ったフィッシングメール、サイトにご注意ください [PDF](#)

2024.09.19 JAバンク・JAネットバンクを装ったフィッシングメール、サイトにご注意ください [PDF](#)

2024.09.02 JAネットバンクサービスを装ったフィッシングメール、サイトにご注意ください [PDF](#)

2023.12.21 警察官や公的機関を名乗って口座開設を促したり暗証番号を聞き出す詐欺にご注意ください [📄](#)

2023.05.18 JAバンクを装ったメール・SMSによる詐欺にご注意ください [📄](#)

2022.10.31 JAネットバンクを悪用した還付金詐欺にご注意ください [📄](#)

2021.08.12 JAバンクを装ったメール・SMSによる詐欺にご注意ください [📄](#)

【「お知らせ」のページ（イメージ）①】

お知らせ

フィッシング詐欺に
ご注意ください

JAバンクを装った詐欺メールをお客さまへ送信し、リンク先より偽サイトに誘導して、JAネットバンクのID・パスワード等を盗み取り、不正に送金を行う犯罪が発生しています。
電子メール・SMSでJAネットバンクのID・パスワード等を入力するよう求められても、絶対に入力・回答しないでください。

金融犯罪に
ご注意ください

近年様々な金融犯罪が発生し、その手法や手口は巧妙かつ高度になっています。
こうした被害に遭われることのないようご注意ください。

お知らせ

2025.12.22 休眠預金等活用法に関する電子公告について

お知らせ

2026.07.01 預貯金等の不正な払戻しへのJAバンクの対応について

サイト更新

2026.06.04 「個人向け国債募集」ページを更新しました。最新の募集金利が掲載されています。

全国JA貯金・貸出金残高速報

2026.05.11 全国JA貯金・貸出金残高速報（2026年3月実績） PDF

重要

お知らせ

2026.05.11 【お詫び】「JAバンクアプリ」および「マネーフォワード for JAバンクアプリ」のダウンロード用二次元コード不具合の可能性について

お知らせ

2026.05.01 「JAネットバンク」・「JAバンクアプリプラス」における不正検知プラットフォーム「Detecker」導入および24時間365日モニタリング開始について PDF

重要

ご注意ください

2026.04.24 暗号資産交換業者・資金移動業者へのお振込みについて

過去のお知らせを見る >

【参考①：「預貯金等の不正な払戻しへのJAバンクの対応について」を押下した先のページ】

⇒【「お知らせ」のページ（イメージ）②】へ遷移

【参考②：「過去のお知らせを見る」を押下した先のページ】

⇒シート③へ遷移

【「お知らせ」のページ（イメージ）②】

JAバンクトップ > お知らせ一覧 > 預貯金等の不正な払戻しへのJAバンクの対応について

預貯金等の不正な払戻しへのJAバンクの対応について

お知らせ

2026年7月1日
JAバンク（JA・信農連・農林中金）

JAバンクでは、盗難通帳、盗難・偽造キャッシュカード等による不正な払戻しや、JAネットバンクにおける不正送金により被害にあわれた個人のお客さまに対し、貯金規定、カード規定、JAネットバンク利用規定等に基づき対応しております。

[詳細はこちら](#)

JAによって対応開始時期が異なります。詳しくはお取引のあるJAまでお問い合わせください。

以 上

【参考：「詳細はこちら」を押下した先のページ】

⇒シート①へ遷移

【参考：「過去のお知らせを見る」を押下した先のページ】

⇒シート③へ遷移

【「お知らせ一覧」のページ（イメージ）】

お知らせ一覧

JAバンクからのお知らせ一覧です。

[JAバンクトップ](#) > お知らせ一覧

フィッシング詐欺に
ご注意ください

JAバンクを装った詐欺メールをお客さまへ送信し、リンク先より偽サイトに誘導して、JAネットバンクのID・パスワード等を盗み取り、不正に送金を行う犯罪が発生しています。
電子メール・SMSでJAネットバンクのID・パスワード等を入力するよう求められても、絶対に入力・回答しないでください。

金融犯罪に
ご注意ください

近年様々な金融犯罪が発生し、その手法や手口は巧妙かつ高度になっています。
こうした被害に遭われることのないようご注意ください。

お知らせ

2025.12.22 休眠預金等活用法に関する電子公告について

<お問い合わせ先の変更について>

2026年4月1日現在、お知らせに関するお問い合わせ先電話番号が一部変更となっております。
同日以前のお知らせをご覧になってお問い合わせいただく際はご注意ください。

[変更後の電話番号はこちら](#)

+

掲載年で探す

すべて

▼

カテゴリで探す

すべて

▼

お知らせ

2026.07.01 預貯金等の不正な払戻しへのJAバンクの対応について

【参考：「預貯金等の不正な払戻しへの」Aバンクの対応について】を押下した先のページ】
⇒シート②の【「お知らせ」のページ（イメージ）②】へ遷移

【「金融犯罪にご注意ください」のページ（イメージ）】

金融犯罪にご注意ください

犯罪に遭われることがないよう金融犯罪事例をご紹介します。

[JAバンクトップ](#) > 金融犯罪にご注意ください

様々な金融犯罪が発生しております

最近、様々な金融犯罪が発生し、その手法や手口も巧妙かつ高度になっております。こうした金融犯罪の代表的な手法・手口等をご案内いたしますので、このような被害に遭われることのないよう、十分お気をつけください。また、JAバンクHPでは、消費者センターなどと協力して最新の情報を入手し、トップページのお知らせ(ご注意ください)欄などで注意を呼びかけています。下記事例紹介と合わせてご確認ください。

[金融犯罪に対する最新情報はこちら](#)

緊急のご連絡先

JAネットバンクを停止したい場合

0120-058-098

キャッシュカードを紛失・盗難された場合

お取引のあるJA・信連にご連絡ください。連絡先は以下をご覧ください。

<https://www.jabank.org/support/hunsitu/>

被害にあった場合

お取引のあるJA・信連へご連絡ください。

預貯金等の不正な払戻しへのJAバンクの対応について

JAバンクでは、盗難通帳、盗難・偽造キャッシュカード等による不正な払戻しや、JAネットバンクにおける不正送金により被害にあわれた個人のお客さまに対し、貯金規定、カード規定、JAネットバンク利用規定等に基づき対応しております。

[詳細はこちら](#)

主な金融犯罪事例の紹介と注意点

自宅などで起きる金融犯罪

金融機関・店舗などで起きる金融犯罪

パソコン利用時に起きる金融犯罪

【参考：「詳細はこちら」を押下した先のページ】

⇒シート①へ遷移

【「預貯金等の不正な払戻しへの」JAバンクへの対応について (2008年9月1日)】 (改正前申し合わせ) のページ (イメージ)】

JAバンクトップ > お知らせ > 預貯金等の不正な払戻しへのJAバンクの対応について

預貯金等の不正な払戻しへのJAバンクの対応について

お知らせ

2008年9月1日

JAバンクは、盗難通帳等（盗難された通帳・証書をいう。以下同じ。）により不正に貯金を払戻しされたり、JAネットバンクにより不正に送金されたりしたことにより被害にあわれた個人のお客さまに対し、2008年9月から、下記のとおり被害を補償することとしました。

JAバンクではこれまでも、預貯金者保護法（※1）に則り、個人のお客さまに偽造・盗難キャッシュカードによる被害の補償を実施しておりますが、同法における偽造・盗難キャッシュカード被害補償に準じて、盗難通帳等による被害およびJAネットバンクの不正利用被害についても補償を行う旨の申し合わせを行い、お客さまに安心してお取引いただけるためにより一層努力していくものです。

記

1. 盗難通帳等による不正な払戻しへの対応

個人のお客さまが、盗難通帳等による貯金の不正な払戻しの被害にあわれた場合には、お客さまに重大な過失がある場合（※2）を除いて、被害補償を行います。

なお、お客さまに過失がある場合（※3）は、補償額を一部減額いたします。

2. JAネットバンクによる不正な送金への対応

個人のお客さまが、JAネットバンクによる不正な送金の被害にあわれた場合には、お客さまに重大な過失がある場合（※4）を除いて、被害補償を行います。

なお、お客さまに過失がある場合（※5）は、補償額を一部減額いたします。

いずれの場合にも、補償を検討するにあたっては、盗難後・被害発生後のすみやかな金融機関への連絡、警察への被害届の提出・ご相談、被害状況の十分なご説明等にご協力いただく必要があります。

被害にあわれた場合には、お取引JAIにご連絡いただきますようお願いいたします。

※1 預貯金者保護法

偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律（平成18年2月10日施行）をいいます。

※2 「重大な過失」となりうる場合

お客さまの重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その典型的な事例は以下のとおりです。

- (1) お客さまが他人に通帳等を渡した場合
- (2) お客さまが他人に記入・押印済みの払戻請求書または諸届書を渡した場合
- (3) その他お客さまに(1)および(2)と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合
- (4) お客さまが他人にキャッシュカードを渡した場合
- (5) お客さまが他人に暗証番号を知らせた場合

※3 「過失」となりうる場合

お客さまの「過失」となりうる場合の事例は、以下のとおりです。

- (1) お客さまが通帳等を他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態に置いた場合
- (2) お客さまが届出印の印影が押印された払戻請求書、諸届を通帳等とともに保管していた場合
- (3) 印章を通帳等とともに保管していた場合
- (4) その他お客さまに(1)から(3)と同程度の注意義務違反があると認められる場合

※4・※5

JAネットバンクによる不正送金について、お客さまの重大な過失となりうる場合または過失となりうる場合は、個別の事実ごとに事実関係を確認し、対応させていただきます。

以上

JAバンクでは、現在以下のとおり対応を行っております。

[最新の対応はこちら](#)

【参考：「最新の対応はこちら」を押下した先のページ】

⇒シート②のページへ遷移